

令和3年度肉用牛生産振興等に関する要請について

令和2年12月4日
全国肉牛事業協同組合
理事長 中林 正悦



農林水産省は、農林水産業の成長産業化、なかでも、農畜産物の輸出拡大によって地方の所得を向上させることは、政府の成長戦略、地方創生の重点課題であるとして取り組んでおられ、年内に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定されると伺っております。

牛肉輸出につきましては、(公社)中央畜産会を核に関係機関・団体等が「日本畜産物輸出促進協議会牛肉輸出部会」を立ち上げ、海外において展示・試食会を行うなどの取組を進め着実な成果を上げているところであります。

牛肉輸出拡大への取組が、国産牛肉の付加価値を高め、地域へ還元することによる畜産農家の所得の拡大につながるよう、下記の事項について、要請を申し上げます。

記

1 輸出先国における和牛肉の継続的で強力なプロモーションの実施

台湾、香港、ベトナムなど輸出先国・地域において、和牛肉の銘柄間、産地間での競争が激化していることを踏まえ、アメリカン・ビーフ、オーギー・ビーフ等と同様に、和牛肉全体について輸出先国の需要を持続的に喚起できるような取組みの推進をお願いします。

2 科学的根拠に基づく情報等の輸出先国消費者への発信

和牛は、長年の育種改良の成果であり日本の宝であります。和牛肉の食味や香りなどに関しても科学的な分析が蓄積されてきております。輸出先国における和牛肉の差別化、中長期的な信頼の確保等に資するため、輸出先消費者に向けて、和牛肉の特徴等の科学的根拠に基づく情報発信をお願いします。

併せて、家畜衛生、HACCP などへの我が国生産者の真摯な取組みの状況ついて様々な機会を活用しての伝達をお願いします。

3 全国統一的な家畜疾病対策、特に牛伝染性リンパ腫の発症防止の徹底

輸入牛から蔓延したと言われております、牛伝染性リンパ腫が浸潤しており、と畜時における診断により、全廃棄になることもあり、肥育経営にとって大きなリスクとなっております。

和牛肉輸出促進に当たって、疾病の清浄国であることは生産コストが低減されるなど、多くのメリットがあります。家畜防疫は都道府県の事務であることは承知しておりますが、十分な補償措置も講じた上で、全国統一的な早期発見・早期淘汰による徹底した発症防止対策の実施について検討をお願いします。